

第三者委員会設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」という。）」に定めるところにより、一般財団法人日本民間公益活動連携機構（以下「この法人」という。）が行う民間公益活動促進業務において、この法人の役職員若しくは資金分配団体及び民間公益活動を行う団体等（以下「資金分配団体等」という。）の役職員による犯罪行為、法令違反、社会的非難を招くような不正・不適切な行為等（以下「不祥事」という。）が発生した場合及び発生が疑われる場合において、速やかに原因究明を行い、今後の再発防止を図るため、この法人から独立した委員をもって構成する第三者委員会（以下「第三者委員会」という。）の設置、運営等に関し必要な事項を定めるものである。

(説明責任)

第2条 第三者委員会は、この法人若しくは資金分配団体等の役職員による不祥事が発生した場合及び発生が疑われる場合において、休眠預金等活用法に関わる全ての関係者に対する説明責任を果たす目的で設置する。

2 この法人は、第三者委員会から提出された提言や調査報告書等について、その全部又は一部を非公表とする具体的な理由がない限り、原則として、遅滞なく全ての関係者に対して開示する。

(活動)

第3条 第三者委員会は、この法人若しくは資金分配団体等において、不祥事が発生した場合又は発生が疑われる場合に次に掲げる方法により必要な調査を実施し、事実の認定を行い、これを評価して原因を分析する。

(1) 調査対象とする事実

第三者委員会は、設置の目的を達成するため、この法人と協議の上、調査対象とする事実の範囲を決定するほか、不祥事の経緯、動機、背景及び類似案件の存否、さらに当該不祥事を生じさせた内部統制、コンプライアンス、ガバナンス上の問題点等も調査の対象とする。

(2) 事実の認定

調査に基づく事実の認定の権限は第三者委員会のみ属し、各種証拠に基づいた客観的な事実の認定を行うものとする。

(3) 事実の評価及び原因の分析

第三者委員会は、認定された事実の評価と、この法人における内部統制、コンプライアンス、ガバナンス上の問題点のほか、資金分配団体等に対する監督等の状況

を総合的に考慮した上で、不祥事の原因分析を行うものとする。

(第三者委員会の独立性と中立性)

第4条 第三者委員会は、不祥事の内容に関わらず、この法人から独立した立場において、中立かつ公正で客観的な調査を行うものとする。

(提言及び調査結果報告書)

第5条 第三者委員会は、第3条に定めるところにより不祥事の原因究明に向けた調査及び分析を行うほか、調査結果等に基づいて、この法人の理事会に対し、再発防止策や是正策の提言を行うとともに調査報告書の提出を行うものとする。

2 調査報告書の起案権は、第三者委員会に専属するものとする。

3 第三者委員会は、調査により判明した事実とその評価を、この法人の現在の運営体制に不利となる場合であっても、調査報告書に記載する。

4 第三者委員会は、調査報告書提出前に、その全部又は一部をこの法人に開示しないものとする。

5 提言及び調査報告書は、第2条第2項に規定するところにより非公表とする具体的な理由がない限り、この法人のホームページにおいて公表を行うものとする。

(委員)

第6条 第三者委員会の委員（以下「委員」という。）は、この法人から独立した立場の3名以上の外部委員をもって構成する。

2 委員は、学識経験者、公認会計士、弁護士、税理士等の有識者のうちから、この法人の理事長が委嘱する。

3 委員となる有識者は、助成事業等に関連する法令の素養があり、内部統制、コンプライアンス、ガバナンス等、公益法人の組織のあり方について精通した者であることが望ましく、他の委員と協力して、多様な観点で調査を行うものとする。

4 この法人若しくは資金分配団体等と利害関係を有する者は、委員に就任することができない。

5 委員の就任後、不祥事の関係者との利害関係が明らかになるなど、中立かつ公正な調査を行うことができないと判断される場合には、当該委員を解嘱することができる。

6 第三者委員会の設置時には、委員の選任理由、適格性、調査の目的を開示する。

(調査を担当する専門家)

第7条 第三者委員会は、事案の性質により、委員以外の公認会計士、弁護士、税理士、調査の専門家等の第三者委員会に直属して調査活動等を行う各種専門家を選任することができる。

(任期)

第8条 第三者委員会の委員の任期は、設置の要請を受けた日から、当該不祥事の調査が終了し、再発防止策等の提言及び公表を行うまでの期間とする。

(会議の開催)

第9条 第三者委員会は、この法人若しくは資金分配団体等の役職員による不祥事が発生した場合及び発生が疑われる場合に、この法人の理事長（理事長が不在の場合には各理事又は監事）が会議の開催を要請する。

- 2 第三者委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見、説明又は資料の提出を求めることができる。
- 4 第三者委員会の開催は非公開とする。ただし、委員長は、必要に応じて会議の内容等を公表することができる。

(調査)

第10条 第三者委員会は、第3条に定める活動を遂行するために必要な範囲において次に掲げる方法により調査を行うものとする。

(1) 関係者に対するヒアリング

委員及び調査を担当する専門家は、基本的かつ必要不可欠な調査として、不祥事に関係する役職員等に対し、ヒアリングを実施する。

(2) 書証の検証

電子データで保存された文書も含めて、不祥事に関係する全ての文書の検証を行うものとする。

(3) 証拠保全

調査開始に当たって、証拠の散逸、隠滅を防ぐため、調査対象となる証拠の保全を行うものとする。

(4) 統制環境等の調査

この法人若しくは資金分配団体等の役職員のコンプライアンスに対する意識、ガバナンス等の状況等を確認するための調査を行うものとする。

- 2 不祥事の事案について、この法人が行う民間公益活動促進業務との関連が認められないコンプライアンス違反事件等の場合にあっては、この法人のコンプライアンス委員会において原因の究明に向けた分析及び検討を行うものとする。

(調査への協力)

第11条 第三者委員会は、この法人に対し、以下に掲げる事項について協力を求めるものとする。

- (1) この法人若しくは資金分配団体等が行う民間公益活動促進業務に関連して所有するあらゆる資料、情報、役職員へのアクセスの保障
 - (2) 第三者委員会による調査に対するこの法人若しくは資金分配団体等役職員の優先的な協力
 - (3) 第三者委員会の調査を補助するための職員等による第三者委員会直属の事務局の設置
- 2 この法人は、第三者委員会から求められた調査に全面的に協力しなければならない。

(守秘義務)

第12条 第三者委員会の委員及び調査を担当する専門家は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならず、その職を退いた後も同様とする。

(報酬)

第13条 委員の報酬については、この法人が定める報酬規程に準じて取り扱うものとする。

(庶務)

第14条 委員会の庶務は、この法人のコンプライアンス統括部門において処理する。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、第三者委員会の運営に必要な事項は、委員長が第三者委員会に諮って定める。

(改廃)

第16条 この要綱の改廃は、理事会の決議による。

附 則

この要綱は、令和3年6月7日から施行する。(令和3年6月7日理事会決議)

附 則

この要綱は、令和6年3月19日から施行する。(令和6年3月19日理事会決議)